

※ここに記載された情報は令和6年1月15日時点のもので、その後、変更が生じる可能性があります。

被災者生活再建支援金が給付されます

対象は
半壊以上

住宅の被害状況に応じて、**被災者生活再建支援金**が支給されます。

基礎支援金	加算支援金	
全壊・解体等 100万円	建設・購入	200万円
	補修	100万円
大規模半壊 50万円	民間賃貸	50万円
中規模半壊・半壊は、基礎支援金はなく、加算支援金のみ上記の各半額をもらえる		

※ 単身世帯は各4分の3の金額
※ 賃貸物件では借借人が対象

ポイント！

- 半壊以上の家や、地盤被害の家をやむを得ず**解体**すると、「**解体世帯**」として**全壊と同じ支援金**の可能性
- **長期避難世帯**の認定を受けた場合も**全壊と同じ支援金**に
- **半壊**の認定を受けた場合も、**県が独自支援**

必要な手続は今後の案内を確認して下さい。
ただし、申請には**り災証明書が必要**です！

り災証明の申請を！！

- り災証明書は、役所への申請が必要です。
- 多くの支援制度は、り災証明書と結び付いており、**り災証明書の申請が再建のスタート**です。
- 家に立ち入りができるかを判定する**応急度危険判定**とは**別の制度**です。
- 最初の判定に疑問があれば、**再調査や二次調査も可能**です！

ポイント！

- **自己判定方式**に注意！

自己判定方式を選択した場合、認められる被害認定は、**最大でも一部損壊**です。一部損壊の場合、受けられる支援策は限定されます。

全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	一部損壊
----	-------	-------	----	-----	------

災害ADRを開設します！！

弁護士が、今回の地震によって生じたトラブル等の解決をお手伝いします。

災害ADRは、民事上のもめごとについて、**中立の弁護士（あっせん人）**が、当事者双方のご意見をお聞きして、**話し合いで円満な解決**を目指す制度です。

申立手数料、あっせん人（弁護士）の旅費日当等の費用負担は不要です。
解決した場合に成立手数料を頂きます。

簡易・柔軟・早期の解決を目指します。詳しくは弁護士会ホームページへ→



「災害時だから」と無理をせず、専門家や周囲を頼りましょう！

避難時の環境が原因で、健康悪化が生ずることがあります。
「みんな我慢しているから」「災害時で仕方ないから」と無理しすぎず、必要な支援を受けるようにして下さい。

無料電話相談
実施中

富山県弁護士会 **076-421-4811**
(受付: 平日 午前10時~午後4時)
※ 受付後、担当弁護士より折り返しご連絡差し上げます。

